

お客各位

大分信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた  
預金規定集の改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年1月から「預金規定集」を改定いたします。

なお、この改定内容につきましては、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されるものとします。

## 記

## 1. 対象となる規定

## (1) 流動性預金規定

普通預金規定(無利息型普通預金を含む)、当座預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定

## (2) 定期性預金規定

期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、定期預金共通規定、定期積金(スーパー積金)規定、総合口座取引規定

## 2. 改定内容(下線部分が追加)

## 【取引の制限等(新設)】

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当該依頼に対し、正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が超過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部又は一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前4項にもとづく当該取引の制限を解除します。

## 【解約等(一部追加)】

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

## ①②③省略

- ④ 当金庫で法令に定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ⑥ 前条第1項から4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合。
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合。

以 上